



# 島根県報

令和2年3月6日(金)

号外第20号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第11号）

## 1 規則の概要

副知事に事故があるとき又は副知事が欠けたときにおいて知事の職務を代理する部長の職にある職員の順序は、次のとおりとすることとした。

- (1) 政策企画局長の職にある職員
- (2) 総務部長の職にある職員

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第11号**

知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者の順序に関する規則（昭和26年島根県規則第29号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 政策企画局長の職にある職員

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。